

長 寿 第 370 号
令和 4 年 3 月 4 日

包括支援センター
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者 各位

太田市役所長寿あんしん課長

新型コロナウイルス感染症に係る太田市介護予防・日常生活支援総合事業月額包括報酬の請求について

平素より介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」に準じて、太田市介護予防・日常生活支援総合事業における請求の考え方を下記の通り整理しましたので、ご確認のうえ請求等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、今後の国・県の通知等を踏まえ、内容を見直す場合がございますので予めご了承ください。

1. 事業所休業のため、利用者に規程回数のサービスを提供できなかった場合

県からの休業要請や、自主的な休業で事業所が休業し、利用者に対して計画どおりの利用回数等のサービス提供ができなかった場合には、当該利用者については、月の総日数から休業期間(定期休業日を含む)を差し引いた日数分について日割り請求とします。

例) 休業期間 3月21日(月)～3月23日(水)(3日間)

3月	18	19	20	21	22	23
曜日	金	土	日	月	火	水
サービス提供予定日				○		○
休業期間						

(月の総日数) (休業期間) (日割りとして算定する日数)
31日 - 3日 = 28日

2. 事業所は休業せず、利用者の承諾を得た上でサービス提供を行わなかった場合

感染拡大防止の観点から利用者から同意を得てサービス提供しなかった場合は、月の総数からサービス停止期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分を日割り請求とします。サービス停止期間の起算日は、同意日とします。同意については、最終的に文章による必要がありますが、サービス停止期間終了後に得ても問題はありません。

例) 3月21日に同意を得た場合

3月	18	19	20	21	22	23
曜日	金	土	日	月	火	水
サービス提供予定日			○			○
休業期間				←————→		

(月の総日数) (休業期間) (日割りとして算定する日数)

31日 - 3日 = 28日

3. 事業所は休業したが利用者に対して計画書通りの利用回数等のサービスを提供した場合
休業の影響を受けず、計画通りの利用回数サービスを提供された利用者については、日割り計算を行わず通常の月額包括請求とします。

例) 休業期間 3月18日（金）～3月23日（水）（3日間）

3月	18	19	20	21	22	23
曜日	金	土	日	月	火	水
サービス提供予定日	○	○				
休業期間				←————→		

4. 事業所は休業したが振替等でサービスを提供した場合

休業等の影響を受けたが、振替等の対応で計画書に基づく適切な利用回数等のサービスを提供した利用者については、日割り計算を行わず通常の月額包括請求とします。

例) 休業期間 3月21日（月）～3月23日（水）（3日間）

3月	20	21	22	23	24	25
曜日	日	月	火	水	木	金
サービス提供予定日	○	☒	←————→			○
休業期間		←————→				

5. 利用者の自主判断によりキャンセルとなった場合

事業者はサービス提供できる体制にあったが、利用者都合によりキャンセルとなった場合は、日割り計算を行わず通常の月額包括請求とします。

【問い合わせ】

〒373-8718 太田市浜町2番35号

長寿あんしん課 いきがい推進係

TEL 0276-47-1829